

2018年7月25日

岡山市長 大森 雅夫 様

日本共産党岡山市議団
団長 竹永 光恵
日本共産党岡山県議団
団長 森脇 久紀
日本共産党岡山地区委員会
地区委員長 矢引 亮介

豪雨災害で被災された方への支援について（第二次）

平成30年7月豪雨災害により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。市長以下市職員や関係者の皆様におかれましては、昼夜を問わず市民の救援活動に尽力されていることに敬意を表します。

日本共産党市議団は、市内各地で支援活動にあたる中で被災された市民の方々から切実かつ具体的な要望を聞いてきました。7月9日の第一次緊急要望に続き、第二次分として緊急課題について以下を要望いたします。

要望事項

1 り災証明書は迅速に発行するとともに、被害判断は実態に即して行うこと

- ①り災証明書は、手続きを簡略化して即日発行できるようにすること。
- ②被害判断において床上浸水の場合は、平成30年3月改定の国指針に則り、半壊と認定すること。「床上の浸水深30cm未満は半壊としない」という判定をやめること。
- ③調査、発行に関わる人員を十分確保すること。

り災証明書は、その後の生活再建に必要な不可欠な書類です。応急修理やみなし仮設入居にり災証明書が必要とされているなど、国や行政、金融機関等からの支援を受けるにはこの書類が必要な場合が多く、発行に時間がかかれば被災者の生活再建はさらに遅れます。発行までに長い時間がかかっている現体制を、被災者に寄り添う立場で抜本的に強化するとともに、手続きを思い切って簡素化すべきです。

床上浸水の場合、畳やフローリング、家電、家具、壁の被害状況において浸水深はほぼ関係ありません。浸水が30cmの家と25cmの家で差をつけることに、市民の理解はとうてい得られません。平成30年3月に内閣府が出した改定指針の通り、外力作用に関わらず、『一定以上の損傷』が発生しているときは、従来通り床上浸水1m未満で『半壊』と判定とすべきです。

2 市独自の公的支援の拡充を行うこと

- ①全ての被災世帯に見舞金を支給すること。対象世帯には、冠光寺池（北区菅野）の堤防一部崩落により車での移動ができなくなっている地域に住む方々など、今回の豪雨災害に起因して生活や営業に支障を来している世帯も含めること。
- ②浸水により使えなくなった家電の修繕や買い替えに対して助成制度を設けること。
- ③アパート1階や借家が浸水して住めなくなった住民に家主が別の部屋や借家を提供した場合も、「みなし仮設」として、家主に対し家賃補助等の支援を行うこと。

現行法制度では、「大規模半壊」以上でなければ、生活再建支援法における「生活支援金」は受けることができません。また、「半壊」以上でなければ、「住宅応急修理」や「みなし仮設」の対象とならない制度となっています。

被害実態を見れば「床下浸水」であっても、床裏から水がしみ込んで、畳が濡れたりフローリングがめくれたりなどの被害が見られます。自家用車が廃車になり、通勤・通院に支障があるだけでなく、り災証明申請をはじめとする手続きに苦労しています。クーラーの室外機が破損して猛暑の中、冷房なしで生活しているご家庭もありました。

判定で半壊に至らないとされた床上浸水でも、冷蔵庫やテレビなど生活に必要不可欠な家電製品が壊れるなどしています。実際の被害度合いに応じた市独自の支援制度が必要です。

3 被災者支援制度の周知を徹底すること

- ①市からの情報発信は、インターネットだけに頼るのではなく、特別版を含めた広報紙を全戸配布するなどして、周知を徹底すること。
- ②特に災害弱者（障害者・高齢者・ひとり親家庭・生活保護受給者など）に対しては、個別に訪問して情報を伝えるとともに、生活支援の制度が活用できるよう援助を行うこと。

被災者の中には、家電製品の故障等でインターネット環境を失った方や、片付けに追われ情報をチェックする余力が無い方などがおられます。ホームページだけではなく市の広報紙や特別版を配布するなどして周知を徹底して下さい。

災害弱者の方々には、情報弱者となる場合が少なくありません。また、生活支援インフラが通

常と異なる状態の場合もあるため、個別訪問するなどして具体的な現状をつかみ、制度活用までつなげることが重要です。

4 ワンストップ窓口を設置すること

- ①種々の手続を行ったり支援情報を得られたりするワンストップ窓口を設置すること。設置場所は上道地域センターや建部支所、御津支所の中など、被災地域の近くにすること。

り災証明書、水道料金の減免、住宅修繕などの申請、ゴミの相談、各種支援策の申請など、被災された方にとっては、申請や相談の窓口にいくつも行かなければならず、大きな負担になっています。

窓口がばらばらであることで、申請漏れの恐れもあります。

5 事業者・農業者等への支援について

- ①事務所、機器類や商品、作物等の損害に応じた支援策を講じること。
- ②ビニールハウス撤去や田畑、農業施設の復旧等にも活用出来る支援策を講じること。
- ③事業者・農業者へのワンストップ窓口を設置すること。

一般の住家と違って事業者や農業者等には、事務所の浸水被害や機器・道具、生産物等への補償が法制度としてはありません。金融支援だけでは不十分で、岡山市独自でも被災した事業者や農業者等の損害補償を行うことは、極めて重要です。

6 災害ごみの処理を加速させること

- ①災害ごみは住民の生活空間から離れた場所に二次集積所を設けるなど、被災地域から速やかに片付けること。
- ②ごみの全体量を速やかに把握し、処理の見通しを早期に立てること。
- ③ごみの分別や破砕を行う中間処理プラントの必要性を検討すること。

7 早急な復旧のために

- ①通行止め等になっている道路のうち特に通勤・通学に使われている道路について、早期に復旧させること。また、冠光寺池（北区菅野）堤防改修までの間、車で通

行できる迂回路について、早急に整備すること。

- ②内水氾濫のあった地点を始め市内のポンプについて農業用も含め総点検し、不具合がある場合は速やかに修繕すること。
- ③砂川、丙川、旭川等の堤防等の破損箇所について、国・県等とも協議しながら速やかに改修すること。あわせて、市内の他河川も含め、河岸・中洲の樹木伐採や堤防かさ上げを速やかに行うこと。

今回、河川の堤防決壊や越流による浸水とは別に、用水路があふれて内水氾濫を起こして浸水被害が出た地域が市内に多くありました。ポンプの故障や能力不足、不適切な運用など、多くの課題があったとの情報が寄せられています。今後のゲリラ豪雨や台風などを見据え、総点検と改善は急務です。

以上